

# 令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

## 1 事業の趣旨

### (1) 委託事業名

令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託

### (2) 事業目的

かながわコミュニティカレッジは、地域・社会の課題解決や地域の活性化に取り組む人材を掘り起こし、育成することを目的としています。講座（注）開催を通じて、これから活動したい受講生には活動に結びつけるための支援を、既に活動中の受講生には活動の発展や多様な主体との協働に向けたコーディネート等ができるよう支援を行います。

当該委託業務は、この趣旨を理解していただいた事業者に、かながわコミュニティカレッジの事務局として、講座の企画から実施まで運営全般に係る業務を委託するものです。

### (3) 業務内容

別添「令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

注 かながわコミュニティカレッジの講座の種類は、次のとおり。

主催講座	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>県が主催者となり、かながわコミュニティカレッジ運営業務の受託者（以下「受託者」という）が主体となって企画実施する講座。</u></li><li>・受託者は、広報業務から当日の講座運営、実施後のフォローに至るまで多様な業務を行う。</li><li>・受託者自らが実施する講座を除き、講座実施団体と受託者間で委託契約を結ぶことで、経費と責任を明らかにする。</li></ul>
連携講座	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>民間団体が主催者となり、講座実施団体である民間団体自らが企画実施を行う講座。</u></li><li>・受託者の業務は講義室・機材の貸与、広報支援が中心となり、その他の講座運営に関する業務は、各講座実施団体の経費と責任で行う。</li></ul>
特別講座	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>受託者が企画提案するボランタリー活動未経験者層の参加促進講座。</u></li><li>・受講料は原則徴収しないものとする。</li></ul>

## 2 応募要件

### (1) 資格要件

応募できる者は、法人又は複数の法人によるグループ（以下、「法人等」という。）で、次の要件を全て満たす者とします。なお、複数の法人によるグループの場合、その全ての法人が次の要件を全て満たす必要があります。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。

- イ 神奈川県の競争入札への指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 仕様書に示す業務内容を、効果的・効率的に遂行できる能力を有する者であること。
- エ かながわコミュニティカレッジ運営委員会委員が役員に就いている法人等でないこと。
- オ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- カ 直近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税および地方消費税を完納していること。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ケ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- コ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- サ 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- シ 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
- ス 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいることを確認するため、神奈川県が神奈川県警察本部に照会を行うことについて同意できること。

神奈川県暴力団排除条例により、暴力団体でないことを確認するため、令和8年1月20日(火)17時(締切)までに「(受託者募集第1号様式) 参加意思表明書」別添3「役員等氏名一覧表」を提出していただきます。

また、受託決定後、契約締結までに納税証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)等、確認のため必要な書類を提出していただきます。

## (2) グループとして応募する場合について

- ア 複数の法人によるグループで応募する場合は代表となる法人を定めてください。
- イ 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできません。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

## 3 委託料

### (1) 上限額

26,946,000円(消費税及び地方消費税額相当分を含む。)

### (2) 支払方法等

本事業は、県主催講座の開催経費を、原則として受講料収入により賄うこととして

います。より多くの受講生の確保を目指す必要があることから、委託費の一部について、受講者数の増減に応じて支払う仕組みとなっています。

詳細は、契約書(案)第1条(4)、第3条、第4条及び11ページ「委託費の内訳及び支払い方法等について」を参照ください。

#### 4 委託期間等

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

仕様書7(1)アに記載のとおり、遅くとも令和8年6月1日までにはかながわ県民センター11階にある事務局スペースに事務局を開設いただきます。事務局の開設日数は年間190日以上で、受託者が必要とする日数となります。

事務局開設前であっても広報等の業務が発生する場合があります。

なお、契約書の締結日が4月1日以降の場合も、委託期間の始期が4月1日となることを契約書で約定します。(契約書(案)第30条)

#### 5 スケジュール

(1) 運営業務受託者募集説明会

令和8年1月9日(金) 10時30分、14時30分、18時30分(予定)

(2) 質問書の受付

令和8年1月7日(水) 9時から令和8年1月14日(水) 17時(締切)

(3) 質問に対する回答

令和8年1月21日(水)(予定)までに回答

(4) 参加意思表明書の受付

令和8年1月7日(水) 9時から令和8年1月20日(火) 17時(締切)

企画提案書等の提出を希望する法人等は、必ず「(受託者募集第1号様式) 参加意思表明書」を提出してください。「(受託者募集第1号様式) 参加意思表明書」が提出されていない場合は、本プロポーザルへの参加は認められません。

(5) 企画提案書等の受付

令和8年1月7日(水) 9時から令和8年1月30日(金) 17時(締切)

(6) 第1次審査(書類審査)の実施

令和8年2月上旬～中旬(予定)

(7) 第2次審査(総合評価)の実施

令和8年2月25日(水)(予定)

※ 提出いただいた企画提案書等について、プレゼンテーションを行っていただきます。

(8) 審査結果の通知

令和8年3月中旬(予定)

#### 6 応募手続

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、次のかながわコミュニティカレッジのホームページからダウ

シロードしてください。

(ホームページのURL)

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare\\_jutakusyaboshu.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare_jutakusyaboshu.html)

(2) 運営業務受託者募集説明会の実施

運営業務受託者募集の説明会を行います。

なお、説明会に参加されていなくても、応募することはできます。

ア 日時

(ア) 令和8年1月9日(金) 10時30分～11時30分

(イ) 令和8年1月9日(金) 14時30分～15時30分

(ウ) 令和8年1月9日(金) 18時30分～19時30分、

(ア) (イ) (ウ)は同内容です。

イ 会場

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター11階 講義室1

(横浜駅西口徒歩5分)

ウ 予約方法

予約は不要です。当日会場までお越しください。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関して質問がある場合には、e-kanagawa電子申請システムの質問書受付フォームから受け付けます。質問に対する回答は、オに記載のかながわコミュニケーションカレッジのホームページに掲載します。

他の応募者との公平性を保つ観点から、質問書受付フォーム以外での質問には回答いたしません。

質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。質問をしなかった場合でも、応募者はオのホームページに掲載した質問及び回答の内容を確認したうえで、企画提案書等を提出するようにしてください。

ホームページに掲載する質問及び回答、情報提供等についての不知または不明を理由として、選考について、異議を申し立てることはできません。

ア 提出書類

質問書（様式任意）

イ 受付期間

令和8年1月7日（水）9時から令和8年1月14日（水）17時（締切）

ウ 提出方法

e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先

「令和8年度かながわコミュニケーションカレッジ運営業務受託者募集質問書受付フォーム」

(質問書受付フォームURL)

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=109506](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=109506)

オ 回答

令和8年1月21日(水)(予定)までに下記URLに回答を掲載予定。

(回答を掲載するURL)

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare\\_jutakusyaboshu.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare_jutakusyaboshu.html)

(4) 参加意思表明書の提出

参加を希望する方は、必ず「参加意思表明書」を提出してください。参加意思表明書の提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

ア 提出書類

(受託者募集第1号様式) 参加意思表明書

参加意思表明書とともに別添2「誓約書」、別添3「役員等氏名一覧表」(別添1はグループで応募される場合のみ)を提出してください。

イ 受付期間

令和8年1月7日(水)9時から令和8年1月20日(火)17時(締切)

ウ 提出方法

e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先

令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者募集応募フォーム

【参加意思表明書提出用】

(応募フォーム【参加意思表明書提出用】URL)

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=109510](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=109510)

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出される際は、仕様書で定められた内容に沿って適切に作成・提出してください。

ア 提出書類

①	(受託者募集第2号様式) 企画提案書
②	(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書
③	(受託者募集第4号様式) 主催講座・連携講座企画提案書
④	(受託者募集第5号様式) 特別講座企画提案書
⑤	(受託者募集第6号様式) 経費見積書
⑥	直近1期分の法人決算書類(損益計算書、貸借対照表又はこれらに相当する計算書)。グループの場合はすべての法人について提出してください。
⑦	法人等の概要がわかる既存の資料がある場合は、参考資料として添付してください。

イ 受付期間

令和8年1月7日(水)9時から令和8年1月30日(金)17時(締切)

ウ 提出方法

e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先

令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者募集応募フォーム【企画提案書等提出用】

(応募フォーム【企画提案書等提出用】URL)

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=109508](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=109508)

(6) 講座開催計画書／主催講座・連携講座企画提案書／特別講座企画提案書の提出

ア 開催する講座の数量等

提出いただく「(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書」は、Excelファイルで、3つのシート「主催講座」「連携講座」「特別講座」からなっています。

開催する講座の数量等は、次表のとおりです。「(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書」の提出にあたっては、次表の条件を満たす必要があります。

※「仕様書7 (2) イ(ア)」及び「仕様書別添1 3 (1) 注1」参照

主催講座	(ア) 総コマ数の合計 180コマ以上
	(イ) 延べ受講者数(*)の合計 4,320人・コマ以上 *延べ受講者数=[各講座の受講者数×各講座のコマ数]の全合計
連携講座	(ウ) 講座数 20講座以上
特別講座	(エ) アーカイブ配信を行う講座とハイブリッド講座をあわせて5回以上実施する必要があります。
	※ 1コマは90分以上180分未満。180分は2コマとして計算。
	※ 1講座は1コマ以上24コマ以内。
連携講座	5講座程度を基準としますが上限はありません。
特別講座	1講座以上
備 考	分野②「災害救援・減災・防災」については、災害ボランティア活動を新たに始めた人のきっかけとして基本的な活動内容や活動にあたっての留意事項等を学べる「 <u>入門講座</u> 」と、災害ボランティアコーディネーターを養成することを目的とする「 <u>専門講座</u> 」を、必ず「(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書」に加える必要があります。

イ 令和8年度講座企画提案一覧／各講座の企画提案書の交付

県では、令和7年10月14日から令和7年11月28日にかけて令和8年度講座企画提案募集を行いました。募集結果を取りまとめた「令和8年度講座企画提案一覧」の概要は次表のとおりです。

※令和7年12月現在。講座企画提案者と応募者による調整等で変わる場合がある。

※講座企画団体が複数の分野を選択している場合は主な分野に計上。

※講座企画団体が主催講座でも連携講座でもよいと回答している場合は主催講座に計上。

分野	主催講座			連携講座 講座数
	講座数	コマ	人・コマ	
① 地域のつながり・支え合い	8	61	1,960	1
② 災害救援・減災・防災	4	26	780	1
②のうち災害ボランティア入門講座	0	0	0	0
②のうち災害ボランティアコーディネーター養成を目的とする専門講座	1	5	150	0
③ 団体運営・I C T活用	1	24	720	1
④ 保健・医療・福祉	4	30	1,140	3
⑤ 子ども・若者	5	36	1,260	3
⑥ 人権	2	26	780	1
⑦ 環境	0	0	0	3
⑧ その他	1	3	30	0
計	25	206	6,670	13

「令和8年度講座企画提案一覧」の詳細と各講座の企画提案書は次の(ア)から(イ)をすべて提出された方に交付いたします。

- (ア) (受託者募集第1号様式) 参加意思表明書
- (イ) (別添1) グループで応募する場合の構成員 (※該当者のみ)
- (ウ) (別添2) 誓約書
- (エ) (別添3) 役員等氏名一覧表

なお、講座企画提案一覧は、本プロポーザルへの応募及び委託先として決定された場合の本業務の実施のためのみに使用することとし、転用は固く禁止します。

#### ウ 講座開催計画書の策定

「(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書」の策定にあたっては、仕様書別添1「令和8年度講座編成に係る基本的な考え方」等を踏まえ、次の(ア)、(イ)をもとに「ア 開催する講座の数量等」の条件を満たすように策定してください。

- (ア) 他団体が作成した講座企画提案書から講座を選択し、講座開催計画書に記載  
県が作成した令和8年度講座企画提案一覧（他団体が作成した講座企画提案の一覧）から講座企画提案を選択し、講座開催計画書を策定する方法です。  
他団体が作成した講座企画提案書をそのままご利用いただいても構いませんし、必要に応じて講座企画団体と調整して、講座内容等のブラッシュアップを行い、講座企画提案書の内容を変更したうえで講座開催計画書に記載いただいても構いません。

選択した各講座について講座企画提案書を提出してください。

- (イ) 自ら講座企画提案書を作成し、講座開催計画書に記載

県が作成した令和8年度講座企画提案一覧以外の、受託者が自ら企画提案す

る主催講座及び連携講座については、仕様書別添2「募集する講座企画及び講座企画提案書の作成について」に基づき、「(受託者募集第4号様式)主催講座・連携講座企画提案書」を講座ごとに提出してください。

また、「(受託者募集第5号様式)特別講座企画提案書」を1講座以上講座ごとに提出してください。

#### (7) 経費見積書の提出

11ページ「3 (受託者募集第6号様式) 経費見積書」作成の方法等を参照ください。

### 7 受託者の選定方法

#### (1) 選定方法

「かながわコミュニティカレッジ運営委員会」が、応募書類及びプレゼンテーションの内容の評価を行い、かながわコミュニティカレッジ運営委員会の意見を参考に県が最終決定をします。

審査は、応募書類による第1次審査と、プレゼンテーションの内容を含む総合評価による第2次審査です。

##### ア 第1次審査（書類審査）

応募のあったすべての企画提案書のうち見積額が県から支払う委託料26,946,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）の範囲内のものについて、かながわコミュニティカレッジ運営委員会による書類審査を行います。

書類審査では、別紙の「令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の審査基準及び配点」により、点数評価を行い、第2次審査対象となる法人等を選定します。審査委員の平均得点が60点未満の場合は、順位いかんに関わらず、自動的に不採用とします。

2月下旬頃審査結果を連絡するとともに、選定された法人等には令和8年2月25日(水)（予定）に実施する第2次審査の時間及び場所も併せてお知らせします。

##### イ 第2次審査（総合評価）

第1次審査で選定された法人等は、プレゼンテーションを行います。第1次審査の結果と合わせて総合的に評価します。なお、第1次審査で選定した法人等が1つのみであっても、原則としてプレゼンテーションを実施いたします。

#### 【プレゼンテーションにおける留意事項】

- (ア) 事前に提出された企画提案書等（併せて提出した添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを行ってください。
- (イ) 事前に提出された企画提案書等（併せて提出した添付書類を含む）以外の資料を配布することはできません。
- (ウ) 質疑応答があります。
- (エ) プrezentationには、本事業の事業責任者（予定者）が出席し、説明を行ってください。
- (オ) 詳しい開催概要等は、第1次審査結果の連絡時に別途お知らせします。

## (2) 応募が無効となる場合

以下の項目に該当する場合には、応募を無効とします。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限額26,946,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）を超えているもの

## (3) 選定結果、意見書の通知

第2次審査（総合評価）の結果を踏まえ、県は委託する法人等を決定します。

選考結果は、プレゼンテーションを行ったすべての法人等に自法人の得点並びに決定者の総計得点を、加えて、決定者にはかながわコミュニティカレッジ運営委員会の意見を付して、通知します（3月中旬予定）。

決定者は、かながわコミュニティカレッジ運営委員会の意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。

なお決定後、決定者の名称及び所在地を県のホームページで公表します。

## 8 契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と契約を締結することとします。

決定者が辞退した場合は、次の順位の法人等と契約を締結することとします。

契約の締結は、4月上旬を予定しています。かながわ県民活動サポートセンターと適宜協議を行いながら業務を実施してください。

応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

- (1) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。なお電子契約には一定の条件があります。詳しくは契約時に担当にご確認ください。
- (2) 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったもの（写し）を各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。
- (3) 契約条項  
別紙契約書（案）のとおり

## 9 留意事項

- (1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類の記載事項に軽微な不備及び不足があった場合については、別途指示をします。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しません。応募書類に記載いただいた個人情報は本選考にのみ使用し、個人情報保護法その他の関係法令の規定に基づき、厳正に取り扱います。また、提出された書類は選考以外の目的には無断で使用しません。

- (4) 本委託業務を受注した場合、受託者は、企画提案書等に基づき、県及び講座企画実施団体と各講座の開催予定日、募集期間、講座開催場所等を調整し、契約締結後10日以内（土日祝日を除く）に、別途、仕様書で定める「（仕様書第12号様式）事業計画書」を県に提出してください。
- (5) 本事業は、令和8年度神奈川県当初予算において、当事業の予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。当事業の予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

#### 《添付資料》

- ・(受託者募集第1号様式) 参加意思表明書
- ・(受託者募集第2号様式) 企画提案書
- ・(受託者募集第3号様式) 講座開催計画書
- ・(受託者募集第4号様式) 主催講座・連携講座企画提案書
- ・(受託者募集第5号様式) 特別講座企画提案書
- ・(受託者募集第6号様式) 経費見積書
- ・令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書
- ・令和8年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の審査基準及び配点
- ・(参考資料1) 年度別開催講座数・受講者数
- ・(参考資料2) 令和6年度講座実施結果について
- ・(参考資料3) 令和6年度修了生アンケート調査結果
- ・(参考資料4) 令和7年度受講実績報告書
- ・(参考資料5) 令和8年度講座企画提案募集案内

## 「委託費の内訳及び支払方法等について」

### 1 委託費の内訳

委託費は次の「計画値分」「実績運動分」に分けて計算し、お支払いします。

#### (1) 計画値分

仕様書に定められた業務を実施するための費用及び県が設定した主催講座の計画延べ受講者数(人・コマ)（以下「計画値」という。）を達成するための費用を「計画値分」とします。

なお、令和8年度の計画値は、4,320人・コマとします。

委託業務の完了時に主催講座の延べ受講者数が4,320人・コマを下回った場合は、1人・コマにつき900円減額します。

※ 延べ受講者数(人・コマ)=[各講座の受講者数×各講座のコマ数]の全合計

※ 1コマは90分以上180分未満。180分は2コマとして計算します。

※ 1講座は1コマ以上24コマ以内である必要があります。

#### (2) 実績運動分

主催講座の計画値を超える分について、延べ受講者数(人・コマ)の実績に応じて支払う費用を「実績運動分」とします。

実績運動分は、延べ受講者数の実績が計画値を超えた場合に、1人・コマ上回るごとに900円を支払います。

最大で

900円×2,930人・コマ=2,637,000円を支払います。

計画値分は、県の一般財源及び受講料収入を原資に、実績運動分は、受講料収入を原資に支払います。

### 2 委託費の上限

委託費の上限(総額)	26,946,000 円 (うち消費税等	2,449,636 円)
うち、計画値分の上限	24,309,000 円 (うち消費税等	2,209,909 円)
うち、実績運動分の上限	2,637,000 円 (うち消費税等	239,727 円)

### 3 「(受託者募集第6号様式) 経費見積書」作成の方法等

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び計画値を達成するための費用を2の「計画値分の上限」内で見積もってください。
- (2) 実績運動分については、提案者の掲げる延べ受講者数の達成目標にかかわらず、900円×2,930人・コマ=2,637,000円として、経費見積書を作成していただきます。
- (3) 「(受託者募集第6号様式) 経費見積書」の項目欄の「1 事務局設置・運営業務」から、「10 自由企画提案業務」は、仕様書「7 委託業務の具体的な内容」の「(1) 事務局設置・運営業務」から「(10) 自由企画提案業務」に対応していますので、経費を見積もる参考としてください。

- (4) 経費見積書に記載する総計は、(1)と(2)の合計額とします。
- (5) 「(受託者募集第2号様式)企画提案書」の「4 見積額」には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書の「総計(1)+(2)」の金額の110分の100に相当する金額を記載してください。  
なお、「4 見積額」に記載された見積額に、当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があつたものとします。

### 【計算例】

«経費見積書の「総計(1)+(2)」が26,946,000円の場合»

「(受託者募集第2号様式)企画提案書」の「4 見積額」欄には、24,496,364円を記載します。

$$26,946,000円 \times 100/110 = 24,496,364円 \text{ (見積額)}$$

$$24,496,364円 + 24,496,364円 \times 10\% = 26,946,000円 \text{ (提案額)}$$

## 4 支払方法

計画値分の額は、委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに概算払いを行い、事業終了後、精算を行います。

実績連動分の額は、3月末の延べ受講者数の実績報告に基づく県の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払います。

詳細は契約書(案)第3条及び第4条を参照ください。

## 5 委託費(契約金額)の減額等

主催講座の延べ受講者数の実績が計画値である4,320人・コマを下回った場合、県は、計画値を下回ることにより生ずる受講料収入の減収分相当額(下記の式参照)は、支払いません。事業終了時の精算により、受託者は減収分相当額を県に戻入(返金)します。

$$\text{減収分相当額(税込)} = \text{受講料単価(900円)} \times (\text{計画値} 4,320 \text{人} - \text{実績延べ受講者数})$$

### 【計算例】

«主催講座の延べ受講者数が4,000人だった場合»

$$\text{減収相当額} = 900円 \times (4,320 - 4,000) \text{ 人} = 288,000円$$

→288,000円を県に戻入(返金)していただきます。

受託者は、定期的に(8月末・10月末・11月末・翌1月末・3月末の5回)、既に開講した各講座の受講者数の実績及び事業終了時の延べ受講者数の見込みを県に報告することとします。

委託業務の完了時の主催講座の延べ受講者数の見込みが4,320人・コマを下回ることとなつた場合、受注者は、事業計画、支出等の見直しのために、県と協議を行う必要があります。

協議の結果、事業計画の見直しにより受講料収入の減収分相当額以上となるように支出の節減を行う場合は、受注者は、契約期間中に契約金額の減額を伴う事業計画の一部変更の契約を県に申し入れる必要があります。(契約書(案)第7条)

